

## 災害廃棄物処理業務委託契約書

委託業務名 災害廃棄物処理業務（青森県三沢市事業分）  
委託期間 平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 12 月 27 日まで  
委託料 金 9,209,850 円（税込）（内訳は別紙のとおり。）

岩手県（以下「甲」という。）と三沢市（以下「乙」という。）は、甲の岩手県九戸郡野田村の仮置場（以下「仮置場」という。）に保管された東日本大震災津波により特に処理することが必要となった岩手県九戸郡野田村に係る一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約及び甲と乙の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、災害廃棄物を適正に処理するものとする。

### （甲の責務）

第 2 条 甲は、搬出場所において甲が用意する廃棄物専用運搬車（以下「運搬車」という。）に災害廃棄物を詰め込み、仮置場から三沢市一般廃棄物最終処分場まで道路貨物輸送により運搬することとする。

2 甲は、災害廃棄物が協定書第 2 条第 1 項に規定する基準（以下「受入基準」という。）に適合しているか確認を行い、適合していないことが確認された場合は、運搬車への詰め込みを中止し、当該災害廃棄物を搬出しないものとする。

### （乙の責務）

第 3 条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理を適切に行うものとする。

2 乙は、前条第 2 項に規定の甲による確認とは別に、当該災害廃棄物について、必要に応じて、受入基準等に適合しているか確認を行うものとする。

### （災害廃棄物の種類及び数量）

第 4 条 甲が乙に処理を委託する災害廃棄物は、不燃系廃棄物とし、その数量は約 1,560 トンとする。

### （完了届及び検査）

第 5 条 乙は、委託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第 1 号）を甲に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。

### （委託料の請求及び支払）

第 6 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し書面により委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

### （委託料の支払の遅延）

第 7 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の期間内に委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

第8条 甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、また公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもって定める。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。  
2 前項の規定によりこの契約を解除する際に、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年7月26日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

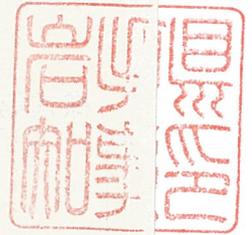


乙 三沢市  
代表者 三沢市長 種 市 一 正





(別紙)



(処理費用)

| 単価         | 数量      | 金額(税込)     |
|------------|---------|------------|
| 5,580 円/トン | 1,560トン | 8,704,800円 |

(放射線量測定器購入費用)

| 測定項目               | 数量 | 金額(税込)   |
|--------------------|----|----------|
| γ線用シンチレーションサーベイメータ | 1台 | 463,050円 |
| アルミ収納ケース           | 1個 | 42,000円  |
| 計                  |    | 505,050円 |

(処理費用及び放射線量測定器購入費用の合計)

|     |            |
|-----|------------|
| 合 計 | 9,209,850円 |
|-----|------------|

